

調布市物品買入れ等競争入札参加有資格者事業所調査実施基準

(目的)

第1条 この基準は、調布市物品買入れ等競争入札参加資格を有するものについて、市内業者及び準市内業者の事業所の区分を明確にすることにより、入札の公平性及び客観性の向上を図ることを目的とする。

(市内業者・準市内業者)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内業者 調布市内に本店を有し、かつ、調布市物品買入れ等競争入札参加資格登録（以下「資格登録」という。）を当該事業所でしているものをいう。
- (2) 準市内業者 調布市内に支店、営業所（以下「支店等」という。）を有し、かつ、資格登録を当該事業所でしているものをいう。

(要件)

第3条 市内業者及び準市内業者は、本店又は支店等において、常時契約を締結する事業所として、契約の見積り、入札、契約締結等の実体的な行為を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 事務等を執り行える事業所として以下の形態を整えていること。
 - ア 事務用什器（机、椅子等）が配置されている。
 - イ 事務用機器（電話・ファクス等の通信機器、共同運営電子調達サービスを利用するために必要な電子機器等）が具備されている。
 - ウ 社名がわかる看板や表札が表示されている。
- (2) 営業活動を行い得ると認められる人的配置がなされていて、かつ当該事業所の責任者が存在し不在が頻繁でないと認められること。
- (3) 原則転送電話になっておらず、常時連絡が取れる体制であること。
- (4) 市に納付すべき法人市民税又は市民税を滞納していないこと。

(5) 事業所の占有状況について、建物の使用目的が事業所等として適切であること。

(提出書類)

第4条 事業者は、次に掲げる書類を市の指定する期日までに提出する。

- (1) 調布市内事業所調査票（別記様式）
- (2) 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写）
- (3) 法人市民税納税証明書（法人の場合で、調布市に本店又は支店を開設後、確定している決算がないときは、調布市に提出した法人設立・設置届出書又は異動届出書）（写）
- (4) 市民税納税証明書（個人事業主の場合。非課税のときは、非課税証明書）（写）
- (5) 建物の登記事項証明書（写）又は固定資産課税台帳登録証明書（写）（自社所有の場合）
- (6) 不動産賃貸借契約書（写）（賃貸物件である場合）
- (7) その他、市が必要と認める書類

(実態調査)

第5条 市は要件を確認するため、必要に応じて本店又は支店等の現地調査等を行う。

(通知)

第6条 市は第4条及び第5条により、第3条に掲げる要件を満たすことを総合的に確認したときは、その旨を通知する。

(改善指示)

第7条 第4条及び第5条により、第3条に掲げる要件を満たさないことが判明しときは、書面により改善指示を行う。

2 前項により改善指示を受けた事業者は、改善を行ったときにその内容を書面により市に報告する。

3 市は前項の報告書を受けたときは、必要に応じて第5条による実態調査を行う。

(通知後の改善指示)

第 8 条 第 6 条による通知後，要件を満たさないことが判明したときは，第 7 条による改善指示を行う。

2 前項の改善指示を行った後，市の指定する期日までに要件を満たすことが確認されなかったときは，第 7 条第 2 項にかかわらず，事業者は第 4 条に掲げる書類を市に提出する。

附 則

1 この改正は，平成 29 年 9 月 11 日から施行する。

2 この改正後の調布市物品買入れ等競争入札参加有資格者事業所調査実施基準による確認結果に基づく契約手続きは，平成 30 年 4 月 1 日以降に契約を締結する案件に適用する。